

独立行政法人さけ・ます資源管理センター役員の退職手当の支給基準について

平成13年4月1日
13独さ第62号

改正 平成16年 1月16日 15独さ第469号

1. 支給基準において考慮すべき諸点

ア 独立行政法人通則法第52条第3項の考慮事項
国家公務員及び民間企業の役員の退職手当
各法人の業務の実績

イ 上記諸点についての考え方

「国家公務員及び民間企業の役員の退職手当」について・・・役員に概ね相当すると考えられる他の国家公務員や民間企業役員の退職手当の水準との間で合理的な均衡を図られるよう考慮する。

「各法人の業務の実績」について・・・法人の業務の実績等を反映したものとす。

2. 支給基準について

役員の退職手当支給基準を定めるに当たり、上記諸点を考慮し、他の特定独立行政法人の役員の退職手当支給基準と同様の基準とする。

(支給額計算方法)

(退職の日における俸給月額) × 12.5 / 100 × (在職期間月数) ×
(農林水産省独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率)